第1報:水晶体ガイドラインの周知の状況と個人モニタリングの現状(Q1,2,3,4,6)

結果

- 1) 9 9件の回答者は、一般看護師 43%、がん放射線療法看護認定看護師 34%、看護系教員 1 0 %などであり、その内の 67 名が放射線診療従事者または放射線業務従事者(以下、従事者)であった。
- 2) 個人モニターについては、従事者と回答した67名のうち、不支給との回答も1名あったが、16名が体幹部に1箇所、50名は体幹部以外に頸部用のモニターも支給あるいは適宜使用しており、多くの従事者について体幹部の不均等被ばくに対する個人モニタリングが行われている様子が示された。
- 3) 83 件(83.8%)の回答者が眼の水晶体の線量限度が 2021 年 4 月から引き下げられたことを知っていた。一方で、従事者か否かで線量限度引き下げの認知についてクロス集計を行った結果、従事者の方が、従事者でない人の方に比べて有意に認知度は高かった(p=.025)。これらのことから、放射線診療に携わる従事者の方が、法令の改正について情報を得る機会も多く、水晶体の線量限度の引き下げについても知っていたと考えられる。
- 4) 「看護職のための眼の水晶体の放射線防護ガイドライン」については、57件(57.6%)の回答者がガイドラインを知っていた。従事者か否かでガイドラインの認知についてクロス集計を行った結果、有意な差は見られなかった(p=.854)。本ガイドラインについては、日本放射線看護学会 H P や学会員へのメール等で広報活動をしているが、認知度が 6 割弱と少なかった。また、水晶体の線量限度の引き下げを認知している従事者と非従事者でガイドラインの認知に関連していなかった。以上のことから、ガイドラインの対象である従事者にも十分周知されていないことが考えられ、今後ガイドラインの広報方法等も検討していく必要が示唆された。

水晶体の線量限度の引き下げとカ	イドラインの認知 (%	%) N=99	
	放射線診療従事者また は放射線業務従事者	従事者ではない	p値*
2021年4月から眼の水晶体の線量限度が			
引き下げられたことの認知			
知っている	60 (72.3)	23 (27.7)	.025
知らない	7 (43.8)	9 (56.3)	.023
「看護職のための眼の水晶体の放射線			
防護ガイドライン」の認知			
知っている	39 (68.4)	18 (31.6)	.854
知らない	28 (66.7)	14 (33.3)	.034

^{*}カイ2乗検定の結果